

理由説明書

平成 24 年 1 月 27 日付けで受け付けた、内閣情報官（以下「処分庁」という。）による行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）に基づく不開示決定処分（平成 23 年 12 月 14 日付け閣情第 470 号）（以下「原処分」という。）に対する審査請求については、以下の理由により、原処分維持が適当であると考える。

記

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「秘密保全法制のための法制の在り方に関する有識者会議、情報保全システムに関する有識者会議の議事内容のわかるもの（ホームページ上で公表されている議事概要を除く）」との行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、処分庁において、当該請求に係る行政文書を保有していないことから、法第 9 条第 2 項の規定に基づき、不存在を理由として原処分を行つたところ、審査請求人から原処分の取り消しを求めて審査請求が提起されたものである。

2 本件開示請求に係る有識者会議等について

本件開示請求に係る秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（以下「法制有識者会議」という。）及び情報保全システムに関する有識者会議（以下「システム有識者会議」という。）は、政府における情報保全に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）の下、我が国における秘密保全のための法制の在り方及び特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムにおいて必要と考えられる措置について有識者から御意見をいたしたことを利用するために、それぞれ平成 22 年 12 月 16 日付け、平成 23 年 1 月 4 日付け検討委員会委員長決定により開催することとされたものである。

なお、検討委員会は、平成 22 年 10 月以降、尖閣沖漁船衝突事件のビデオがインターネット上に流出する事案等、政府の情報保全体制に対する信頼が揺らぐような事態が発生したことに対し、内閣総理大臣から、政府における情報保全に関し、早急に検討を進め結論を得るよう指示があつたことを受け、平成 22 年 12 月 7 日付け内閣総理大臣決裁により開催することとしたものである。

法制有識者会議は、我が国を取り巻く厳しい国際情勢の下で国及び国民の利益を守るために、政府による秘密保全を徹底することが極めて重要である一方、政府による秘密保全に係る措置が、一面において国民の知る権利等との緊張関係に立ち

得ることに留意しつつ、我が国における秘密保全法制の在り方にについて検討するため、平成23年1月5日、2月18日、4月8日、4月22日、5月13日及び6月10日の6回にわたり議論が重ねられた。当該会議の報告書は第6回会議において取りまとめられ、平成23年8月8日に開催された第3回検討委員会に提出されている。

システム有識者会議は、技術の発展が著しい現在、我が国における情報保全の万全をいかに図るかが極めて重要になっている状況を受け、情報漏洩防止等のために必要と考えられる措置について検討するため、平成22年12月17日、平成23年2月4日、同年3月9日及び5月20日の4回にわたり議論が重ねられた。当該会議の報告書は第4回会議において取りまとめられ、平成23年7月1日に開催された第2回検討委員会に提出されている。

なお、法制有識者会議及びシステム有識者会議の計10回の会合に係る議事要旨の全て及び配布資料（一部を除く）は、首相官邸ホームページにおいて公表されている。

3 原処分の妥当性について

法制有識者会議及びシステム有識者会議においては、それぞれ第1回会合において、有識者会議委員の率直な意見交換を確保するという観点から、会議については非公開とし、議論の経緯を記録するための文書として、会議終了後に議事要旨を作成し、原則として公表することが取り決められ、これを踏まえて上記のとおり首相官邸ホームページにおいて議事要旨及び配布資料を公表しているところである。

当該取り決めは、政府が構築すべき情報保全体制についての方向性を得たために、議論の内容の記録・公表を発言者が特定されない形で行い、各委員が率直な意見交換を行うことが重要であると考えたためである。このため、公表されている議事要旨の外に議事の発言内容を記録した行政文書は作成していない。

なお、両有識者会議における検討の経緯は、公表されている議事要旨によって十分に把握することができる。

両有識者会議の議事要旨は、検討委員会の庶務を務める処分庁の職員が、有識者会議に出席して記録したメモを基に、会議終了後に案文を作成し、有識者会議委員に送付して確認を求め、各委員の了解を得た上で、首相官邸ホームページに公開しているものである。

処分庁の職員が記録した上記のメモは、当該職員が議事要旨の案文を作成するにあたって参考するためには作成したものであり、当該職員が単独で使用しており、他の職員に提供するなど組織的に利用されている事実はない。また、議事要旨の内容が確定し、ホームページに公開された時点で、上記メモについては役割を終えることから、隨時廃棄されているところである。

よって、処分庁においては、本件請求に係る文書を保有していないことから、不存在を理由として不開示決定を行ったところであり、原処分は妥当である。

4 審査請求人の主張について

本件開示請求は、法制有識者会議及びシステム有識者会議の「議事内容のわかるもの（ホームページで公表されている議事概要を除く）」であるとともに、以前に審査請求人から法制有識者会議及びシステム有識者会議の配布資料のうちホームページに掲載されていないものを対象とする行政文書の開示請求を受け、これに対し部分開示決定処分（平成23年8月18日付け閲情第317号。以下「別件処分」という。）を行っていることから、処分庁は、本件開示請求に係る文書を、両有識者会議の議事の発言内容を記録した行政文書と判断し、上記3のとおり、公表されていいる議事要旨の外に議事の発言内容を記録した行政文書を保有していないことから、原処分を行ったところである。

審査請求人は、「すでに公表されている議事概要だけでは、なぜこのような報告書になつたのかを明らかにするに足りる情報がない」と主張しているが、両有識者会議の報告書において示された論点については、公表されている各回の議事要旨及び配布資料から、報告書案に係る議論については、第6回法制有識者会議及び第4回システム有識者会議の議事要旨から、それぞれ知ることができる。

また、審査請求人は、「報告書のとりまとめを事務局で行っている以上、どのような意見や情報によって政策的、技術的な取捨選択を行ったのかは、何らか記録が作成されているはずである。」と主張している。

法制有識者会議の報告書は、第1回から第5回までの会議の配布資料において示された論点を基に項目立てされており、各回の議論を踏まえて処分庁が作成した報告書案が第6回会議に提出され、同会議における議論及び会議後に提出された委員からの意見を反映して最終的に取りまとめられたものである。システム有識者会議の報告書も同様に、第1回から第3回までの会議で示された論点を基に処分庁が作成した報告書案が第4回会議に提出され、同会議の議論及び会議後に提出された各委員の意見を反映して最終的に取りまとめられたものである。

両有識者会議に提出された報告書案、会議における議論を反映した報告書案及び議論を反映した報告書案に対する各委員の意見は、処分庁において保存しているが、これらの文書は、両有識者会議の議事の発言内容を記録した行政文書ではないことから、本件開示請求に係る文書として特定しなかつたところである。なお、上記に掲げた文書は、別件処分において、審査請求人に対して全て開示（部分開示を含む）している。

以上のとおり、処分庁は本件開示請求に係る文書の特定を行っており、また、本件開示請求に係る行政文書を保有していないことが認められるため、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。

5 結語

以上のとおり、本件行政文書開示請求につき、当該請求に係る文書を保有していないことを理由に、法第9条第2項の規定に基づき、不開示とした決定は妥当であ

り、原処分は維持されるべきである。